

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 条 例

ページ

- 北九州市市税条例の一部を改正する条例【財政局税務部税制課】 862

◇ 告 示

- 臨時的に行う粗大ごみ以外の家庭廃棄物の処理に係るごみ処理手数料の徴収事務の委託【環境局循環社会推進部業務課】 863
- 国民健康保険料の平成25年度における均等割料率及び平等割料率【保健福祉局保健医療部保険年金課】 864
- 国民健康保険料の平成25年度における減額する額【保健福祉局保健医療部保険年金課】 865

◇ 市選挙管理委員会

- 北九州市東部農業委員会及び北九州市西部農業委員会の選挙された委員の解任の請求に必要な各選挙区における選挙権を有する者の2分の1の数【市選挙管理委員会事務局選挙課】 867
- 平成25年1月27日執行の北九州市議会議員一般選挙における候補者の選挙運動に関する第2回目以降の収支報告書の要旨【市選挙管理委員会事務局選挙課】 868

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市市税条例の一部を改正する条例

地方税法の一部改正に伴い、固定資産税、特別土地保有税及び都市計画税の納税義務者等に関する規定の整備を行うことにしました。

この条例は、平成25年4月1日から施行することにしました。

北九州市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第19号

北九州市市税条例の一部を改正する条例

北九州市市税条例（昭和38年北九州市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第42条第6項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第1項及び第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第7号イの事業及び旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第1号イの事業を含む。）」を削る。

第106条の2第4項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法第19条第1項第1号イの事業を含む。）」を削る。

付則第20条中「第5項、第14項、第18項から第26項まで、第28項、第30項、第32項若しくは第36項」を「第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項若しくは第33項」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（都市計画税に関する経過措置）

第2条 改正後の付則第20条の規定は、平成25年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成24年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

北九州市告示第100号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、一般廃棄物処理手数料のごみ処理手数料のうち、臨時的に行う粗大ごみ以外の家庭廃棄物の処理に係るごみ処理手数料の徴収事務を次に委託した。

平成25年4月3日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社広吉環境開発	北九州市門司区大字大積400番地	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
市川産業株式会社	北九州市八幡東区前田二丁目12番13号	
北九州グリーン清掃株式会社	北九州市若松区響町一丁目50番地	
九州清掃事業センター株式会社	北九州市小倉北区親和町6番30号	

北九州市告示第101号

北九州市国民健康保険条例（昭和42年北九州市条例第53号）第14条、第14条の10及び第14条の15に規定する国民健康保険料の平成25年度における均等割料率及び平等割料率は、次のとおりである。

平成25年4月3日

北九州市長 北 橋 健 治

1 基礎賦課額の保険料率

- | | |
|------------------------------|---------|
| (1) 被保険者均等割 | 19,790円 |
| (2) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の世帯別平等割 | 25,370円 |
| (3) 特定世帯の世帯別平等割 | 12,680円 |
| (4) 特定継続世帯の世帯別平等割 | 19,020円 |

2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

- | | |
|------------------------------|--------|
| (1) 被保険者均等割 | 7,660円 |
| (2) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の世帯別平等割 | 9,820円 |
| (3) 特定世帯の世帯別平等割 | 4,910円 |
| (4) 特定継続世帯の世帯別平等割 | 7,360円 |

3 介護納付金賦課額の保険料率

- | | |
|-------------|--------|
| (1) 被保険者均等割 | 8,410円 |
| (2) 世帯別平等割 | 7,940円 |

北九州市告示第102号

北九州市国民健康保険条例（昭和42年北九州市条例第53号）第20条及び北九州市国民健康保険条例施行規則（昭和42年北九州市規則第41号。以下「規則」という。）第8条に規定する国民健康保険料の平成25年度における減額する額は、次のとおりである。

平成25年4月3日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 規則第8条第1項第1号アの当該年度分の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額
 - (1) 基礎賦課額分 13,860円
 - (2) 後期高齢者支援金等賦課分 5,370円
 - (3) 介護納付金賦課額分 5,890円
- 2 規則第8条第1項第1号イの当該年度分の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額
 - (1) 基礎賦課額分
 - ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 17,760円
 - イ 特定世帯 8,880円
 - ウ 特定継続世帯 13,320円
 - (2) 後期高齢者支援金等賦課額分
 - ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,880円
 - イ 特定世帯 3,440円
 - ウ 特定継続世帯 5,160円
 - (3) 介護納付金賦課額分 5,560円
- 3 規則第8条第1項第2号アの当該年度分の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額
 - (1) 基礎賦課額分 9,900円
 - (2) 後期高齢者支援金等賦課分 3,830円
 - (3) 介護納付金賦課額分 4,210円
- 4 規則第8条第1項第2号イの当該年度分の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額
 - (1) 基礎賦課額分
 - ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12,690円
 - イ 特定世帯 6,340円
 - ウ 特定継続世帯 9,510円
 - (2) 後期高齢者支援金等賦課額分

ア	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	4,910円
イ	特定世帯	2,460円
ウ	特定継続世帯	3,680円
(3)	介護納付金賦課額分	3,970円
5	規則第8条第2項第1号の当該年度分の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額	
(1)	基礎賦課額分	3,960円
(2)	後期高齢者支援金等賦課分	1,540円
(3)	介護納付金賦課額分	1,690円
6	規則第8条第2項第2号の当該年度分の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額	
(1)	基礎賦課額分	
ア	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	5,080円
イ	特定世帯	2,540円
ウ	特定継続世帯	3,810円
(2)	後期高齢者支援金等賦課額分	
ア	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	1,970円
イ	特定世帯	990円
ウ	特定継続世帯	1,480円
(3)	介護納付金賦課額分	1,590円

北九州市選挙管理委員会告示第18号

北九州市東部農業委員会及び北九州市西部農業委員会の選挙された委員の解任の請求に必要な各選挙区における選挙権を有する者の2分の1の数は、次のとおりである。

平成25年3月31日

北九州市選挙管理委員会
委員長 疋田慶一

北九州市東部農業委員会	第1選挙区	309人
北九州市東部農業委員会	第2選挙区	433人
北九州市東部農業委員会	第3選挙区	908人
北九州市東部農業委員会	第4選挙区	852人
北九州市西部農業委員会	第1選挙区	538人
北九州市西部農業委員会	第2選挙区	734人

北九州市選挙管理委員会告示第19号

平成25年1月27日執行の北九州市議会議員一般選挙における候補者の選挙運動に関する第2回目以降の収支報告書の要旨は、別紙のとおりである。

平成25年3月31日

北九州市選挙管理委員会
委員長 足田慶一

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類

平成25年1月27日執行 北九州市議会議員一般選挙（小倉北区選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額

（法定選挙運動費用額） 5,563,700 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	木村 年伸	所属党派	自由民主党	期間	平成25年3月7日 から 平成25年3月25日 まで	第3回分
出納責任者氏名	矢野 芳己					
収入				支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	0 円	人件費		90,000 円
				家屋費		
				選挙事務所費		50,778
				集会会場費		50,000
				通信費		0
				交通費		6,771
				印刷費		0
				広告費		150,000
				文具費		0
その他の寄附	0件	0	0	食糧費		0
				休泊費		0
その他の収入		0	0	雑費		14,700
今回計			0	今回計		362,249
前回計			4,980,000	前回計		2,272,047
総計			4,980,000	総計		2,634,296
支出のうち公費負担相当額	項目				金額	
	ポスターの作成				525,000 円	
報告書受理年月日	平成25年3月27日				第3回報告分	

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類
平成25年1月27日執行 北九州市議会議員一般選挙（小倉南区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 5,864,700円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	森 浩明	所属党派	無所属	期間	平成25年2月5日 から 平成25年3月15日 まで	第2回分
出納責任者氏名	森 結実子					
収入				支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	0円	人件費		0円
				家屋費		
				選挙事務所費		0
				集合会場費		0
				通信費		8,091
				交通費		0
				印刷費		0
				広告費		0
				文具費		0
その他の寄附	0件	0		食糧費		0
				休泊費		0
その他の収入		0		雑費		0
今回計			0	今回計		8,091
前回計			2,000,000	前回計		1,422,739
総計			2,000,000	総計		1,430,830
支出のうち公費負担相当額	項目				金額	
	ポスターの作成				535,736円	
報告書受理年月日	平成25年3月21日				第2回報告分	

候補者氏名	渡辺 均	所属党派	自由民主党	期間	平成25年3月1日 から 平成25年3月14日 まで	第3回分
出納責任者氏名	渡辺 均					
収入				支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	0円	人件費		0円
				家屋費		
				選挙事務所費		0
				集合会場費		0
				通信費		24,009
				交通費		0
				印刷費		0
				広告費		0
				文具費		0
その他の寄附	0件	0		食糧費		0
				休泊費		0
その他の収入		0		雑費		0
今回計			0	今回計		24,009
前回計			2,700,000	前回計		2,136,628
総計			2,700,000	総計		2,160,637
支出のうち公費負担相当額	項目				金額	
	ポスターの作成				734,800円	
報告書受理年月日	平成25年3月15日				第3回報告分	